

<報道発表資料>

令和3年6月14日

埼玉県企業局の温室効果ガス超過削減量を売却します -目標達成にお困りの事業所の皆様へ-

埼玉県では、事業活動に伴う温室効果ガス削減のため、目標設定型排出量取引制度を導入し、エネルギー使用量が多い大規模事業所に対し削減目標を定めています。

また、同制度では、削減目標を達成できない事業所については、他事業所の削減量を取得し、目標達成に充てることができるようになっています。

埼玉県企業局(8つの事業所が対象)では、削減目標の達成が可能となったことから、超過削減量分の計46,770t-CO₂を以下のとおり売却します。

1 売却数量等

売却数量：46,770t-CO₂ (申込単位10t-CO₂)

最低購入単価：100円/t-CO₂ (消費税及び地方消費税を含まない。)

2 申込方法等

電子メール又はファクシミリで購入申込書を御提出ください。

購入希望者は、埼玉県企業局総務課ホームページから購入申込書をダウンロードし、購入単価、購入希望量など必要事項を記入してください。

提出先

電子メール：a7010-02@pref.saitama.lg.jp

ファクシミリ：048-822-9609

3 決定方法

購入単価が高い事業所から順に、売却先を決定します。

詳細は、埼玉県企業局総務課ホームページでご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/c1301/90a00-kankyo/haisyutsuryo.html>